

庁内各局部課長  
各附属機関の長 殿  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長

原議保存期間	3年（平成34年3月31日まで）
有効期間	一種（平成34年3月31日まで）

警察庁乙官発第11号、乙生発第8号  
乙刑発第7号、乙交発第8号  
乙備発第9号、乙情発第7号  
平成30年9月6日  
警察庁次長

警察におけるサイバーセキュリティ戦略の改定について（依命通達）

インターネットに接続された家電、自動車、医療機器、産業機械等のIoT機器が普及し、サイバー空間と実空間の一体化が進んでおり、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっている。

一方、サイバー犯罪が引き続き多発しており、本年1月には国内の仮想通貨交換業者から多額の仮想通貨が不正に送信されたとみられる事案が発生したほか、サイバーテロやサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が世界的規模で頻発するなど、サイバー空間における脅威は深刻化している状況にある。

警察においては、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略の制定について」（平成27年9月4日付け警察庁乙官発第13号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、諸対策を推進しているところであるが、平成30年7月に政府において新たなサイバーセキュリティ戦略が閣議決定されたこと等を踏まえ、社会情勢の変化を見据えた取組を推進するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）に向けた治安対策に万全を期すため、この度、別添のとおり、警察におけるサイバーセキュリティ戦略を改定することとした。各位にあっては、本戦略に基づき、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

命により通達する。

## 警察におけるサイバーセキュリティ戦略

## 第1 サイバー空間の脅威への対応の強化

サイバー空間と実空間の一体化が進む中、国民生活の安全安心を確保するため、警察におけるサイバー空間の脅威への対処に関する知見を部門横断的に活用し、サイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査（以下「サイバー捜査」という。）、国の公安を脅かす事案の防止等を推進することにより、サイバー空間の脅威への対応を強化する。

## 1 サイバー犯罪に対する捜査等の推進

高度な情報技術が悪用され、組織的に敢行されるサイバー犯罪に対しては、関係部門が連携するなどして、犯人の検挙に向けた捜査はもとより、その手口や組織的なつながり等の解明を推進するとともに、インターネット上の違法情報及びインターネットを利用した児童を対象とする性犯罪を含むネットワーク利用犯罪に対しては、サイバー犯罪対策担当部門のみならず、各事件主管課が主体的に捜査を推進する。

また、サイバー空間の脅威に関する情勢の把握、新たな手口のサイバー犯罪への対応、情報技術の解析の更なる活用等に努める。

## 2 国の公安を脅かす事案の防止及び対処

我が国の政府機関、重要インフラ事業者等を標的としたサイバーテロ及びサイバーインテリジェンスに対して、平素から情報の収集・分析に努め、重要インフラ事業者等との実戦的な共同対処訓練、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者との情報共有等を実施するとともに、サイバー攻撃等の発生時の緊急対処、サイバー攻撃等に対する捜査及び実態解明等を推進する。

## 3 東京大会に向けた取組

東京大会を標的としたサイバー攻撃の発生が懸念されることから、東京大会の安全・円滑な準備及び運営のため、警察組織が一体となってサイバーセキュリティ対策に関する態勢を確立するとともに、セキュリティ情報センターによる東京大会の安全に関するサイバー空間及び実空間の情報の集約・分析、東京大会を標的としたサイバー攻撃を想定した対処訓練等の取組を推進する。

## 第2 警察における組織基盤の更なる強化

情報技術の進展によるサイバー空間の脅威の高度化・多様化等、社会情勢の変化に対応するため、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等を有する人材の育成、情報技術解析に関する研究開発等を推進し、サイバー空間の脅威への対処に関する組織基盤を強化する。

## 1 部門間連携の推進

サイバー空間の脅威に対し、警察の総合力を発揮した効果的な対策を推進するため、都道府県警察等において、部門間連携のための態勢の確保に努める。

## 2 サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の強化

職員の採用・登用、情報技術解析部門及び民間事業者の知見等を活用した教養・研修、サイバー捜査の適性及び能力を有する人材に関するキャリアパスの管理等を部門横断的かつ体系的に実施し、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識等のレベル

ごとの育成数の目標及び達成年度を定めた計画的な人材育成を推進することにより、警察全体のサイバー空間の脅威への対処能力を底上げするとともに、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策及び情報技術の解析に従事する職員の知識・技術の更なる向上を図る。

また、部門間の人事交流の推進により、警察全体のサイバー捜査に関する能力の向上に努め、サイバー捜査の適性及び能力を有する人材については、その特性を踏まえた人事配置を推進する。

### 3 情報収集・分析及び情報技術解析態勢の強化

サイバー空間の脅威の実態を把握するため、インターネット観測態勢の強化、サイバー捜査に関する資機材及び解析用資機材の整備等を推進し、サイバー犯罪・サイバー攻撃等に関する情報の収集・分析及びサイバー捜査のための情報技術解析態勢を強化する。

### 4 新たな技術の活用及び研究開発の推進

人工知能（A I）等の新たな技術を活用した業務の高度化・効率化に関する検討を推進するとともに、ダークウェブ上の情報の収集・分析手法、不正プログラムや犯罪に悪用され得る新たな技術に関する解析手法等の研究開発を推進する。

### 5 警察における堅牢な情報セキュリティ対策

警察に対するサイバー攻撃による被害を未然に防止又は最小化するため、全警察職員の情報リテラシーの向上、情報セキュリティインシデントに対する対処能力の強化等、警察における堅牢な情報セキュリティ対策を推進する。

## 第3 国際連携及び産学官連携の推進

サイバー空間の脅威への対処は、警察のみならず、国内外の関係機関・団体等が連携し、社会全体で取り組むべき課題であることを踏まえ、国際連携及び産学官連携を図り、社会と一体となった取組を推進する。

### 1 国際連携の推進

国境を越えて行われるサイバー犯罪・サイバー攻撃に対処するため、国際捜査共助の枠組みを活用し、迅速かつ的確な国際捜査を実施するとともに、外国治安情報機関等との情報交換や外国捜査機関等に対する職員の派遣等を推進し、戦略的な国際連携の強化を図る。

### 2 産学官の知見等を活用した対策の推進

日本サイバー犯罪対策センター（J C 3）等と連携し、産学官の情報や知見をサイバー犯罪・サイバー攻撃の取締り及び被害防止対策に活用するとともに、関係機関及び民間事業者と連携し、サイバー空間における事後追跡可能性の確保等に努めるなど、サイバー空間の脅威に対処するための環境の整備を推進する。

### 3 民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進

サイバー犯罪・サイバー攻撃による被害を防止するためには、警察による取組のみならず、民間事業者やインターネット利用者等における自主的な対策が重要であることから、関係省庁、民間事業者・団体等と連携した効果的な広報啓発活動等を推進する。